

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 3 日

都道府県薬剤師会 事務局御中

日本薬剤師会
医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について（情報提供）
（外来受診前配付薬局等について）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応については、本年1月26日付け日薬業発第406号でお知らせしたところですが、今般、都道府県等において、外来受診前に住民が使用する検査キット等の配付を行う「外来受診前配付薬局等（※）」に係る取組の実施・検討の状況について、別添のとおり確認が行われておりますので取り急ぎ情報提供いたします。

※地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっていること等への対応として、「発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけること。この場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行って差し支えない」とする取扱いが可能であることが示されたことを踏まえ、地方自治体が、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について（令和4年2月2日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事務連絡
令和4年2月2日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について

B.1.1.529系統（オミクロン株）については、多くの地域で急速な置き換わりが進んでおり、新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。

このような中、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付事務連絡。以下「1月24日事務連絡」という。）において、地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっていること等への対応として、「発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方（※1）については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット（※2）等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけること。この場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行って差し支えない」とする取扱いが可能であることをお示したところです。

※1 例えば、40歳未満で危険因子（基礎疾患・肥満等（注））を持たない、ワクチン2回接種済みの方を対象とすることが考えられる。臨床データ等を踏まえ、自治体において対象を変更することは差し支えない。

（注）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.2版」において、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方があげられている。

※2 抗原定性検査キットを用いる場合、検査結果が陰性であっても、症状が継続する場合等は医療機関を受診することや、検査結果が陽性の場合、受診時に医師に提示できるよう、スマートフォン等を用いて画像として保存しておく等検査結果が分かるものを手元に残しておくことを併せて呼びかけるとともに、電話診療・オンライン診療をできるだけ活用すること。

抗原定性検査キットについては、有症状者が対象となりうることを踏まえ、下記を参考

に自治体において対応をお願いする。なお、事業者等への委託を行う場合は、行政検査として、配布に当たって生じる委託料を感染症予防事業費等国庫負担金の対象とすることが可能である。

- ・ 自治体等から有症状者に検査キットを事前に配付する
- ・ 医療機関で対象者に検査キットのみを配布する
- ・ 事業者等に委託して「抗原定性検査キットセンター」等を設置して、当該センターで検査キットを配布する
- ・ 自治体の庁舎等に検査キット配布窓口を設置して、検査キットを配布する

この他、従前より、本人が薬局から購入し自宅に備え付けているものや自治体等から配布されたものがあれば、それを活用することが考えられるところ、地域の状況を踏まえた対応をしていただきたい。

また、需給が安定するまでの間、抗原定性検査キットの供給について優先付けを行いながら対応することをお示した「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付事務連絡）においては、行政検査に必要な抗原定性検査キットの発注に対して優先して供給することとしています。

この優先供給先の対象には、1月24日事務連絡に基づき、地方自治体が、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等（以下「外来受診前配付薬局等」という。）からの発注も含まれることとしているところです。

今後、感染者が継続して増加した場合、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性も想定し、「外来受診前配付薬局等」に関する取組を実施する等、検査体制の確保に改めて遺漏なきよう御願いととも、各都道府県においては、取組の実施・検討状況等について、令和4年2月4日（金）までに別添により、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班までメールで、ご回答を御願いたします。

なお、この「外来受診前配付薬局等」を実施される都道府県におかれては、上記期限にかかわらず、当該取組を開始する場合は、その旨を厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班に報告いただけますよう御願いたします。

担当：新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班 TEL：03-3595-3536 Email：corona-kensahan@mhlw.go.jp
--

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について

都道府県名：〇〇

担当課：〇〇課

担当者名：〇〇 〇〇

連絡先 000-1111-2222

※ 提出日時点の状況についてお答えください。

1. 地域の外来の状況（該当する項目に○をつけてください。）

(1) 通常と変わらない

(2) 地域によってはひっ迫状況にある

(自由記載：行政検査の申し込みを行った日に検査を受けられない等の状況について具体的に記載)

(3) 多くの地域でひっ迫状況にある

(自由記載：行政検査の申し込みを行った日に検査を受けられない等の状況について具体的に記載)

(4) 今後ひっ迫等が見込まれる

(自由記載：状況等について具体的に記載)

(5) その他

2. 1の状況を踏まえた、外来受診前配付薬局等の取組に係る実施・検討の状況（該当する項目に○をつけてください。）

※ 外来受診前配付薬局等としては、例えば、自治体において、薬局等の適切と考えられる機関を指定することが考えられ、薬局としては、地域連携薬局や健康サポート薬局等も考えられる。

(1) 実施している

(自由記載：具体的な実施内容について記載)

(2) 検討している

(自由記載：具体的な検討内容について記載)

(3) 新たに配布すること等は検討していないが、既に配布・個人で購入した抗原定性検査キットを活用し実施している。

(4) 新たに配布すること等は検討していないが、既に配布・個人で購入した抗原定性検査キットを活用し実施することを検討している。

(5) ひっ迫等が想定されず検討していない

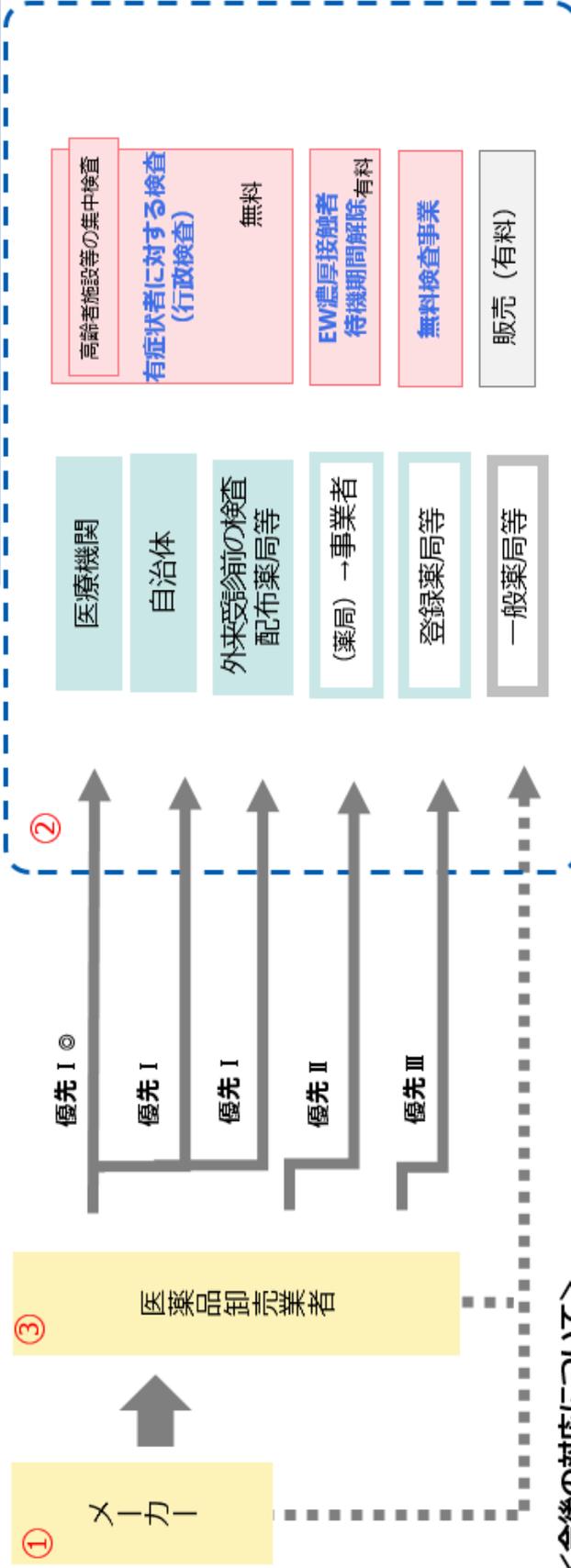
(6) その他

(自由記載)

3. 2の(1)～(4)と答えた自治体、課題に感じていること等があれば教えてください。

自由記載

抗原検査キットの確保について



<今後の対応について>

- ① 供給量を増加するため、今後検査需要に対応できるよう、余った場合は国が買いとることを補償し、最大限の生産等を要請（当面、1日80万回分までの緊急の増産・輸入を要請）
- ② 国民のニーズにあった検査の優先づけ・供給のコントロール
 - (1) **医療機関向け**を最優先 ※キットが不足する個別医療機関等から厚労省へ連絡する仕組みの構築を進める
 - (2) **有症状者に対する行政検査等**を行う医療機関・自治体・配布薬局等※を優先（20日に事務連絡を发出済）
※ 24日に新たに外来受診前の検査等を導入（医療機関、薬局で配布等）
 - (3) **エッセンシャルワーカー（EW）濃厚接触者の待機期間解除**に必要なキットについても必要量を供給
 - (4) 自治体の**無料検査**は、当面、足もとの件数を続けられるキットの供給に努力
 - (5) **一般薬局の販売分**については、(1)～(4)を優先させた上で供給。
 - ⇐ 医薬品卸売業者、メーカー等に対し、優先度に応じた適切な供給、発注に対する分割納入を要請
 - ⇐ 薬局、行政検査以外の検査を行う自治体、企業、医療機関等に対し、実需を超えた発注の自粛を要請
- ③ 医薬品卸売業者等による販売実態の把握を進め、在庫量等の推移をモニタリング

参考